

# 消防計画

防火対象物名 \_\_\_\_\_

## (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、防火対象物における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この計画は、防火対象物に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

## (管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、防火対象物の防火管理業務について、全ての責任を負うものとする。

- 2 管理権原者は、防火管理者に防火管理についての必要な指示を与えなければならない。
- 3 管理権原者は、建物構造や消防用設備等の不備欠陥が発見されたときは、速やかに改修するものとする。

## (防火管理者の責務)

第4条 防火管理者は、管理権限者の指示のもと、この計画に定める内容について、責任をもつて実行するものとする。

## (自衛消防の組織)

第5条 火災、地震、その他の災害が発生した場合に備え、自衛消防隊の組織を次のとおり編成する。

編成		火災等発生時の任務	警戒宣言発令時の任務
自衛消防隊長		・災害状況の把握、各担当への必要な指示	
通報連絡		・消防機関への通報	・テレビ、ラジオ等による情報収集
		・関係者等への連絡	・在館者等への情報提供
		・建物内への非常放送	
初期消火		・消防器、消火栓等による初期消火	・ロッカー、棚等の転倒防止、落下防止措置
避難誘導		・利用者の安全な場所への避難誘導	・同左
		・逃げ遅れ等の確認	

#### (建物等の自主検査)

第6条 防火管理者は、次の事項について日常の自主検査を実施するものとする。

- (1) 通路、階段及び防火戸の周囲に避難上支障となる物品が放置されていないか。
- (2) 喫煙や厨房などの火気使用箇所は適切に管理されているか。
- (3) 消防用設備等、電気設備に外観上異常がないか。

#### (従業員等の遵守事項)

第7条 従業員等は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気管理に関する事項
  - ・喫煙は、指定された場所で行い、吸殻の管理を行う。
  - ・火気使用器具等は、使用の前後で点検を行い、安全を確認する。
  - ・厨房内は、常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期的に清掃する。
- (2) 放火対策に関する事項
  - ・建物の周囲や死角になる廊下、階段室、トイレ等には可燃物を置かないようにし、物置等には施錠を行う。
- (3) 避難管理に関する事項
  - ・廊下、階段等には、避難に支障となる物品を置かない。
  - ・防火戸の開閉や防火シャッターの降下を妨げるような物品が置かれているときは、直ちに撤去する。

#### (収容人員の管理)

第8条 防火管理者は、防火対象物の収容能力を適正に把握し、過剰な人員が入場しないよう従業員等に徹底する。

2 一時的な催物等により混雑する場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図る。

#### (工事中の安全対策)

第9条 防火管理者は、工事の作業者に対して、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接や溶断等の火気を使用する工事を行う場合は、事前に消火器等を準備し、消火できる体制を整えること。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。

#### (震災予防対策)

第10条 防火管理者は、地震時の災害を予防するため、次の事項について行うものとする。

- (1) ロッカー、棚の転倒、落下防止措置を行う。

- (2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認を行う。
- (3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品を除去する。
- (4) 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
- (5) 震災用の備蓄品を備えておくとともに、定期的に点検する。

(地震時の安全措置)

第11条 地震が発生した際は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身体の安全確保を最優先とすること。
- (2) 火気使用設備器具の直近にいる従業員等は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行うこと。
- (3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (4) 建築物、消防用設備等、火気使用設備等について点検を実施するよう従業員等に指示をすること。
- (5) 点検により破損、変形等が認められた場合は、使用を控え、安全が確認された後に使用を再開すること。
- (6) テレビ、ラジオ等により情報を収集し、必要な情報を在館者等に知らせること。

(警戒宣言発令時の対応)

第12条 警戒宣言が発令された場合は、第5条に定める編成及び任務により行動する。

(消防用設備等の点検)

第13条 防火対象物の消防用設備等の定期点検は、次のとおり実施する。

消防用設備等		点検業者名	実施時期
消火設備			月・月
警報設備			月・月
避難設備			月・月

- 2 点検結果を維持台帳に記録、保存するとともに、1年（又は3年）に1回岩倉市消防長に報告しなければならない。
- 3 防火管理者は、業者が消防用設備等の点検を実施する際は、立会うものとする。

(防火対象物の点検) 【該当 □有・□無】

第14条 防火対象物の点検義務がある場合は、点検資格を有する者に点検させ、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに、1年に1回岩倉市消防長に報告しなければならない。

(不備欠かん事項の整備)

第15条 防火管理者は、点検、検査等に基づく不備欠かん事項については、管理権原者に報告をするとともに、必要な指示を受け、早期にその改修を図るものとする。

(消防訓練等の実施)

第16条 防火管理者は、次により消防訓練及び防災教育を実施するものとする。

訓練内容	実施時期
○消火、通報及び避難訓練を連携して行う。 ○必要に応じて消防機関の指導を要請する。	1年2回 (月・月)
○防災教育 ア 火災予防上従業員等が遵守すべき事項 イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等） ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等） エ その他必要な事項	隨時

(防火管理業務の一部委託) 【該当 □有・□無】

第17条 防火管理業務の一部を、次のとおり委託して実施する。

受託者	住所 氏名 (※法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地) 連絡先
委託方式	<input type="checkbox"/> 常駐方式 <input type="checkbox"/> 巡回方式 <input type="checkbox"/> 遠隔移報方式
業務範囲	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 〔 〕

(消防機関への届出等)

第18条 防火管理者は、消防機関との連携を密にし、次の事項について消防機関への届出、連絡等を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（計画作成・変更時）
- (2) 消防設備等の点検結果の報告
- (3) 消防訓練に関する届出
- (4) 用途変更、改裝工事等の事前相談
- (5) その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

○避難経路図